

那覇広域都市計画（区域区分、用途地域、地区計画及び土地区画整理事業）の変更に関する住民説明会

那覇広域都市計画区域は今後一定程度人口増加が見込まれていることから、保全と開発の両立を図りながら、良好な住環境とともに歴史・自然資源と産業・観光振興が調和する土地利用が図られるよう、区域区分の見直しを行います。

本日は、都市計画の変更を行うための都市計画原案の概要の説明会であり、この説明会は都市計画決定の手続きの一つとなります。

【会 次 第】

進行：沖縄県

1. 開会
2. 開会のあいさつ（沖縄県）
3. 説明
 - （1）沖縄県 土木建築部 都市計画・モノレール課
 - （2）南風原町 経済建設部 まちづくり振興課
4. 質疑応答
5. 閉会のあいさつ（南風原町）
6. 閉会

【用語解説】

※区 域 区 分：無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する制度です。

※市 街 化 区 域：すでに市街地を形成している区域およびおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。

【問い合わせ先】

沖縄県 都市計画・モノレール課 企画班

TEL(098)866-2408

南風原町 経済建設部 まちづくり課

TEL(098)889-4412

沖縄県QR

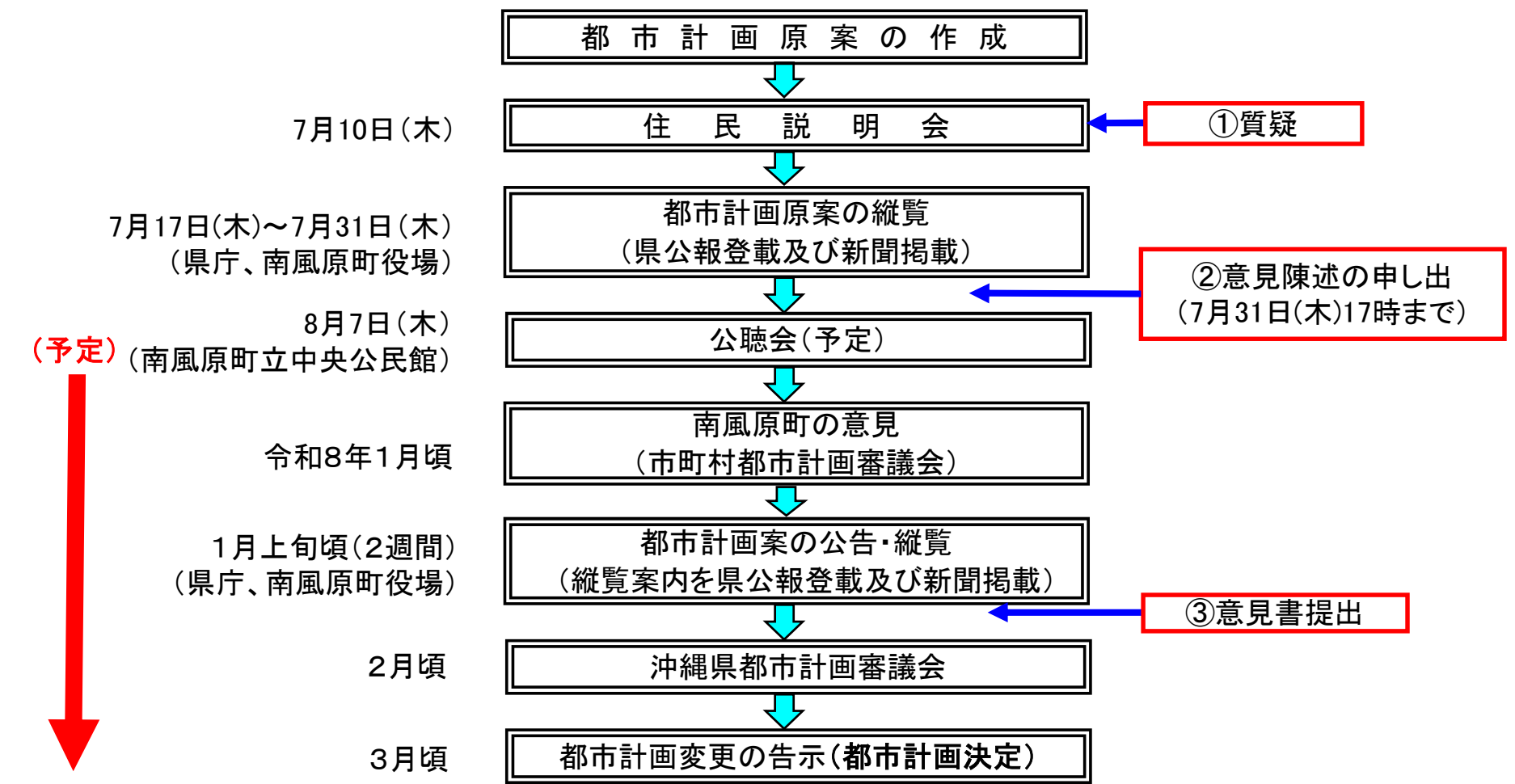


南風原町QR



都市計画変更の手続き

【県決定】那覇広域都市計画区域区分の変更 照屋地区



当該案件に関する意見を述べる機会は、①本日の住民説明会の質疑のほか、②「公聴会」での意見陳述の申し出及び③「都市計画案の縦覧期間中」の意見書提出において用意されております。
なお、公聴会のための都市計画原案の縦覧期間中に意見陳述の申し出が無い場合は、公聴会は開催しません。

※上記は現時点の予定であるため、今後スケジュールが変更になることがあります。

沖縄県都市計画公聴会規則
(第4条)
公聴会に出席して意見を述べることができる者は、公聴会の案件に係る都市計画区域内において住所を有する者とする。
(第5条)
公聴会に出席して意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の一週間前までに、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、職業及び年令を記載した書面を知事に提出しなければならない。

【町決定】那覇広域都市計画用途地域等の変更 照屋地区

